

駒岡清掃工場更新事業アドバイザー業務に係る調達について、下記のとおり告示する。

平成30年3月16日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市環境局環境事業部総務課  
電話(011)211-2906

2 契約に関する事項

- (1) 調達する役務名  
駒岡清掃工場更新事業アドバイザー業務
- (2) 調達案件の仕様等 企画競争提案説明書等による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成33年3月23日(火)まで
- (4) 契約に至るまでの方法 公募型企画競争にて行う。
  - ア 参加意向申出書の提出
  - イ 参加資格の審査(参加資格を満たしているかの外形的評価のみ)
  - ウ 企画提案書等の提出
  - エ 企画競争実施委員会による審査(プレゼンテーションを含むヒアリング審査)
  - オ 審査の結果、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出
  - カ 選出された契約候補者と所定の手続きを経て本市と随意契約なお、企画競争の応募方法及び提出する書類の詳細については、提案説明書による。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30~32年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、「建設関連調査サービス業」かつ廃棄物部門のコンサルタントに登録されているものであること。
- (3) ごみ焼却施設を対象としたPFI又はDBO事業によるアドバイザー業務を履行した実績(平成20年4月1日から平成30年3月31日までに業務を完了したものに限る。)を有すること。(再委託として履行したものを除く。)
- (4) 下記に示す要件を満たす者を主任技術者として配置できること。
  - ア 「3参加資格(3)」に示す業務を主任技術者として履行した実績を有すること。
  - イ 「技術士(衛生工学部門-廃棄物管理)」又は「RCCM(廃棄物)」の資格を有すること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。

#### 4 提案説明書等の交付方法

札幌市公式ホームページにて公開する。

<http://www.city.sapporo.jp/seiso/kensetsu/advisory.html>

#### 5 企画提案書等の提出方法

##### (1) 提出期限

平成30年4月16日（月）15時必着

※事前に参加表明に係る書類を提出する必要あり

期限：平成30年3月30日（金）15時必着

##### (2) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部施設管理課施設建設担当係

##### (3) 提出方法

上記提出先へ持参又は郵送により提出する。